

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付
根拠法令及び条項		地方自治法施行令第91条第2項
所管部課係名		総務部総務課文書法規係
審査基準	関係条項	地方自治法第74条第1項 地方自治法施行令第91条第1項 地方自治法施行規則第9条第1項
	基準  (未設定の場合はその理由)	1 申請者が、新座市の選挙人名簿に登録されていること。 2 制定又は改廃の請求があった条例が、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものでないこと。 3 請求代表者証明書の交付申請に係る次の必要書類に不備がないこと。 (1) 条例制定又は改廃請求代表者証明書交付申請書(任意書式) (2) 条例制定又は改廃請求書 (3) 条例案
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に交付実績がなく、あらかじめ標準処理期間を設定することは困難であるため)
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)